

【その他の総会関連資料】

総会関連規則に関する移行措置規程

(目的)

第1条 日本バプテスト連盟（以下「連盟」という。）は、第67回連盟定期総会（以下「第67総会」という。）において、機構改革案及び、連盟規約、総会規則等関連する諸規程の改定、選挙管理運営規程の制定につき、承認決議したが、規約及び選挙管理運営規程以外の規程の施行が、2023年4月1日からとなっているため、2022年4月1日から2023年3月31日までの間に行われる総会の運営や選挙に関して規定上の齟齬が一部生じる。本規程は上記期間における齟齬を生じさせないためのものである。

(総会の構成)

第2条 総会は、2023年3月31日まで有効な総会規則（以下「現規則」という。）第2条にある「代議員」ではなく、第67総会にて改定された規約（以下「新規約」という。）第9条2項に規定されている「加盟教会」をもって構成する。

2 前項に基づき、現規則第2条から第6条及び第9条までに代わり、第67総会にて改定された総会規則（以下「新規則」という。）第2条から第6条及び第9条までを有効とする。

(選挙管理委員会の設置と構成員)

第3条 新規則第22条を有効とし、選挙管理委員会を設置する。

2 第67総会で選出された候補者選考委員9名は、選挙管理運営規程にある「選挙管理委員会」の構成員を兼ねる。

3 前項の候補者選考委員は、新規則第23条3項にかかわらず、理事会所属の各委員会の委員を兼ねることができる。

4 選挙管理委員会の長は、第67総会で選出された候補者選考委員長とする。

(選挙管理委員の任期)

第4条 選挙管理委員の任期は、2022年4月1日から2023年3月31日までとする。

(選挙管理委員会の職務)

第5条 選挙管理委員会は、現規則第24条にかかわらず、新規則第24条2項及び27条に規定されている職務、及び選挙管理運営規程に規定されている職務を行う。

(総会役員の任期)

第6条 第67総会で選出された議長、副議長、書記、総会運営委員は、現規則第15条1項にかかわらず、第67総会終了時から2023年3月31日までその任にあたる。

(理事及び監事の再任)

第7条 新規約第18条5項及び第29条3項に基づき、2019年4月1日から2023年3月31日まで連続2期理事及び監事に在任している者は、2023年4月1日から2025年3月31日を任期とする理事及び監事を選出する選挙の被選挙権をもつものとする。

2 2021年4月1日から2023年3月31日までを第1期目として理事及び監事に在任している者が、連続した第2期目として2023年4月1日から2025年3月31日まで在任した場合、2025年4月1日から2027年3月31日までを任期とする理事及び監事を選出する選挙の被選挙権をもつものとする。

(その他)

第8条 上記各条文以外にも、第1条に掲げる目的に基づき、2022年4月1日から2023年3月31日の間に行われる総会運営の際に規定上の疑義が生じた場合、議長は、移行措置として新規約、新規則、選挙管理運営規程に沿った形で、2023年3月31日まで有効な現規則および総会議事規程を運用できるものとする。

付則

1 この規程の改廃については理事会の発議により総会の議決を得なければならない。

2 この規程は2022年4月1日より発効し2023年3月31日に失効する。